

令和7年（2025年）4月1日 建築基準法改正に伴う手数料等の改定のお知らせ

令和7年2月20日
株式会社 確認検査機構トラスト

平素より、株式会社確認検査機構トラストをご愛顧いただき、心より御礼申し上げます。

令和7年（2025年）4月1日に施行される建築基準法および建築物省エネ法の改正に伴い、業務内容に大きな変更が生じることから、持続的な事業運営を確保するため、同日より一部の業務手数料等を改定させていただくこととなりました。

令和7年（2025年）4月1日本受付分より適用となります。（着工日等により、一部異なる場合があります。）

引き続きお客様へのサービス価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、お知らせに記載した改定内容は、後日ご案内予定の業務手数料規程において一部変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

《主な改定内容》

- 市場の動向や人件費の高騰を考慮し、確認検査手数料について、全ての用途と規模で改定いたしました。特に、弊社で取り扱いの多い木造戸建て住宅の改定価格については、以下の比較表をご参照ください。
- 原則として、すべての建築物に対して省エネ基準への適合が義務づけられます。省エネ適合性判定を受ける場合は、別途申請手続き及び料金が発生します。
- 省エネ基準適合について、仕様基準で評価する場合（省エネ適判や設計住宅性能評価書等を活用しない場合）は、確認申請時に手数料が加算されます。
- 原則として、全ての建築物に対して完了検査時に省エネ基準検査手数料（完了検査申請手数料の30%に相当する額）が加算されます。例外として加算対象外となるのは以下の場合です。
 - ・平屋かつ床面積200㎡以下の建築物
 - ・設計住宅性能評価書を活用して省エネ適合判定を省略した物件で、建設住宅性能評価書の交付を受ける場合
 - ・省エネ基準適合の適用除外となる建築物
(10㎡以下の新築・増改築、居室を有しない又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの)
- 軽微な変更や追加説明書（軽微な変更相当）に関する手数料を新たに定めています。

確認検査手数料 木造戸建て住宅 比較表（大阪本社受付で申請地が近畿二府四県内の申請手数料）

平屋かつ床面積200㎡以下の戸建て住宅（建築基準法 第6条第1項第三号建築物）

		確認申請	中間検査	完了検査	合計
100㎡以下	現在 定価	¥21,000	¥20,000	¥20,000	¥61,000
	令和7年度 定価	¥21,000	¥24,000	¥27,000	¥72,000
100㎡超～ 200㎡以下	現在 定価	¥28,000	¥27,000	¥27,000	¥82,000
	令和7年度 定価	¥28,000	¥32,000	¥35,000	¥95,000

木造2階建ての戸建て住宅（建築基準法 第6条第1項第二号建築物（仕様規定のみで構造安全性を確認するもの））

		確認申請	中間検査	完了検査	省エネ検査 加算	合計	※省エネ 仕様基準の場合
100㎡以下	現在 定価	¥21,000	¥20,000	¥20,000	-	¥61,000	-
	令和7年度 定価	¥37,000	¥33,000	¥33,000	¥9,900	¥112,900	¥5,000
100㎡超～ 200㎡以下	現在 定価	¥28,000	¥27,000	¥27,000	-	¥82,000	-
	令和7年度 定価	¥45,000	¥39,000	¥39,000	¥11,700	¥134,700	¥5,000

上記以外の戸建て住宅（建築基準法 第6条第1項第二号建築物）

		確認申請	中間検査	完了検査	省エネ検査 加算	合計	※省エネ 仕様基準の場合
100㎡以下	現在 定価	¥34,000	¥22,000	¥22,000	-	¥78,000	-
	令和7年度 定価	¥55,000	¥33,000	¥33,000	¥9,900	¥130,900	¥5,000
100㎡超～ 200㎡以下	現在 定価	¥40,000	¥28,000	¥28,000	-	¥96,000	-
	令和7年度 定価	¥63,000	¥39,000	¥39,000	¥11,700	¥152,700	¥5,000

確認申請時の手数料の加算について

- 省エネ基準適合を仕様基準により評価する場合は、確認申請時に別表Aの手数料を加算します。
- 天空率を利用した申請は、確認申請時に別表Aの手数料を加算します。

別表A

種類		手数料
省エネ基準省令に基づく審査	一戸建ての住宅	¥5,000
	共同住宅・長屋等	¥32,000 + 住戸数×¥5,000
天空率 ※斜線規制（道路・隣地・北側）毎に右欄を加算	階数2以下	¥5,000
	上記以外	¥10,000

検査時の手数料の加算について

- 省エネ適合性判定等（※）に係る建築物については、完了検査申請手数料の30%に相当する額が加算されます。
設計住宅性能評価書を活用して省エネ適合判定を省略した物件で、建設住宅性能評価書の交付を受けない場合も上記料金を加算します。
（※）省エネ適合性判定等とは、省エネ適合性判定通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、または長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や、省エネ義務化による基準省令に基づく審査を含みます。
- 軽微な変更、又は追加説明書（軽微な変更相当）に係る手数料は、別表Bが適用されます。
- 省エネ適合性判定、設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る変更内容の確認を伴う場合は別表Bの手数料が適用されます。
- 令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、追加審査が必要な場合に限り、別表Bの手数料を検査申請時に加算します。

別表B

種類		手数料
省エネ適合性判定等（※）を要する建築物の完了検査割増料金 （※）省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等である旨の確認書、省エネ義務化による基準省令に基づく審査を含む		完了検査申請手数料×30%
軽微な変更、 追加説明書（軽微な変更相当）	木造壁量計算等（壁量判定・四分割法・N値計算）に係る構造審査を伴う場合	¥10,000
	省エネ基準省令に係る審査を伴う場合	¥3,000
	上記以外	¥0
省エネ適合性判定、設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る変更内容の確認を伴う場合	ルートA	¥5,000
	ルートB	¥10,000
令和7年3月31日までに確認済証の交付を受けた建築物で、令和7年4月1日以降に着工する場合	木造壁量計算等（壁量判定・四分割法・N値計算）、または構造計算に係る構造審査	¥15,000
	省エネ基準省令に基づく審査	¥5,000

省エネ適合性判定 料金

（※）併願申請とは、設計住宅性能評価（省エネ基準（5-1:等級4以上、5-2:等級4以上））、長期使用構造等の確認、低炭素建築物新築等計画、BELS評価のいずれかが弊社へ申請される場合

延べ床面積	構造	一般料金	併願申請（※）がある場合
200㎡未満	木造	¥33,000	¥11,000
	S・RC造	¥44,000	¥16,500